様式第2号(第4条関係)

|  |
| --- |
| 特別区域利用許可申請書　　　　　年　　月　　日　　田原市長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　〒　住　所　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞電　話　携　帯　 |
|  |
| 　次のとおり特別区域を利用したいので、許可してください。 |
| 漁港名 | 姫島漁港 | 区分 |  |
| 船名 |  | 種類 |  |
| 長さ | 　　　　　　ｍ | 幅 | 　　　　　　ｍ |
| 喫水 | 　　　　　　ｍ | 船の材質 |  |
| 機関の種類 |  | 出力 |  |
| 利用期間 | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで |
| 摘要 | 添付書類は、船舶検査証書の写し、船舶保険証書の写し |
| 　上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。田維第　　　　　号　　　　　　年　　月　　日田原市長　山　下　政　良 |
| 条件 | 裏面のとおり |

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

　　　２　提出部数は、２部とする。

利用許可条件

１　漁港漁場整備法及びこれに基づく法令並びに田原市漁港管理条例、田原市漁港管理規則を遵守すること。

２　本施設使用の基本は「自己責任・自己管理」です。

　　本施設の使用許可は、プレジャーボート等の船舶を係留するための設備の使用許可であり、保管契約ではないので、次の事項を遵守すること。

（１）使用許可を受けたプレジャーボート等が、暴風、豪雨、地震、津波等の自然的現象などの不可抗力、遭難、衝突、火災、盗難、いたずら、その他人災等により損害が生じた場合、市はその責任を負いません。自己の責任と経費で対応すること。

（２）使用許可を受けた者又は使用許可を受けたプレジャーボート等が本施設その他に損傷を与えたときは,速やかに管理者に届け出た上で、その指示に従い、自己の責任と経費で原状に回復すること。

（３）使用許可を受けたプレジャーボート等が、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と費用で解決すること。

（４）使用許可を受けた者は、台風、高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボート等の安全性が確保できないと判断したときは、使用許可を受けたプレジャーボート等を自己の責任で安全な場所へ移動すること。

（５）使用許可を受けた者は、船舶保険に加入すること。

３　使用料の納付については下記のとおりです。

（１）年度途中に使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定する期日までに納付すること。

（２）使用許可期間満了後も引き続き使用するときは、使用許可更新申請を提出し、納付書に従い使用料を納付すること。

（３）年度途中で廃止した場合は、既に納付された使用料は還付しません。

４　市は、使用料の入金を確認後、本施設の使用許可を受けたことを証する許可証（ステッカー）を交付します。許可証（ステッカー）は、使用許可を受けたプレジャーボートの見やすい位置に貼付すること。

５　漁業者の漁の妨げをしないこと。

６　漁港の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがあります。

７　許可を受けたプレジャーボート等の係留にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守ること。